

『永平寺秘密頂王三昧記』再考

石川力山

一

永平寺五世中興で、寂円派の義雲（一二五三～一三三三）の編集にかかるとされる公案拈提集『永平寺秘密頂王三昧記』（具名は『越州吉祥山永平寺秘密頂王三昧記』、略名は『永平頂王三昧記』）に関しては、すでに本論集第八号において多少の論考を試みたことがある。⁽¹⁾ すなわち、『続曹洞宗全書』（注解二）に収録される際に、その定本となった熊本県聖護寺所蔵本（聖護本）と、駒沢大学図書館に所蔵される、『宝慶記』と合冊の宝永三年（一七〇六）書写本（駒大本）の二本のテキストの比較検討を通して、その伝承過程や内容に関する位置付けを試みたわけであるが、結論を要約すれば、次の諸点になる。

一、『永平頂王三昧記』は、内容としては、中世曹洞宗における公案禅盛行の中で、通幻派の室中に伝承された門参資料として位置付けられること。

二、『永平頂王三昧記』は、永平寺義雲の編集とされ、義雲自撰の序文なるものも巻首に付されているが、この序文は一応四六文の体裁をなしているが、他の義雲の文章と比較してみると、平仄的にも殆んど四六文の常軌を保っておらず、文章的にも稚拙で、蜀人と誤解されるほどの漢文表現力をもった義雲の作とはとうていみることはできないものであり、したがって、内容そのものについても、これをそのまま義雲編集とするには問題が残ること。

三、テキストに関していうならば、聖護寺本の原本となつたものは、洛陽高台寺の五世で、三重県潮江山金蔵寺二世の直伝英撮（察）が、通幻寂霊開創の丹波永沢寺に輪住中の元和五年（一六一九）に、永沢寺の沈金宮中に秘蔵されていた本書を書写したものを、さらに潮江山僧獅子吼庵主淳交なるものによって享和三年（一八〇四）三月に再写されたものであったこと。

四、駒大本と聖護本の則名を比較してみると、聖護寺本の則名は説明的要素が濃厚で、駒大本はより整理された則名になっており、この点についていえば、聖護寺本の方がより成り立史的に素朴な形の則名を伝えていると推測されること。以上の四点である。

『永平頂王三昧記』については、従来殆んど注目されたことのない典籍とあってよい。これが『続曹洞宗全書』収録されるに至ったのも、内容的なものではなく、恐らく「義雲編」という記載に注目されたためであろう。『永平頂王三昧記』は、曹洞宗全書刊行会の手によって聖護寺本が発見されるまでは、駒沢大学図書館忽滑谷文庫架蔵本中にただ一本存するだけであった。

先般、元和五年書写の『永平寺頂王三昧記』一本が、駒沢大学図書館の所有に帰した。そしてこの元和五年本が、実は聖護寺本の原本であったことが判明したのである。この元和五年本の出現によって、先の拙稿を多少訂正する必要が生じたので、以下、この駒沢大学図書館新架蔵の『永平頂王三昧記』の紹介をも兼ねていささかの論考を試みてみたい。

二

まず、この元和五年書写本（以下、元和五年本を「駒大甲本」、忽滑谷文庫架蔵宝永三年本を「駒大乙本」と略称して区別する）の

書冊形式について記しておく。

- 一、冊数 一冊
- 一、料紙 楮紙
- 一、大きさ 縦26・6cm、横19・5cm
- 一、装釘 袋綴
- 一、題簽 ナシ
- 一、内題 永平頂王三昧記
永平秘密頂王三昧記
- 一、尾題 永平頂王三昧記
- 一、枚数 39丁、(内、目録1丁序文1丁)
- 一、行字数 每半葉12行、毎行20字前後
- 一、刊写 写本
- 一、書写年 元和五年己未孟春廿八日
- 一、筆者 現住永沢直伝
- 一、識語 享和三年(一八〇四)湖江山僧獅子吼菴淳交

この駒大甲本『永平頂王三昧記』の旧所蔵者は、芦屋市打出若宮町在住の岡田真氏で、同書には書簡が一通添付されており、この書簡によって、聖護寺本の出所が判明した。すなわち、この書簡は昭和四十一年六月十六日付で熊本県菊池市聖護寺鈴木素田師より、岡田真氏に宛てたもので、内容は『永平頂王三昧記』を拝借して浄書を完了したこと、本書

の内容に関して鈴木師が大久保道舟博士に考証を依頼し、その報告を受けたこと、及びその報告の要旨からなっており、『永平頂王三昧記』を岡田氏に返却するに際しての礼状であった。これによって聖護寺本は、聖護寺前住鈴木素田師が昭和四十一年六月頃、岡田氏所蔵の『永平頂王三昧記』を借用して浄書したものであることが明らかとなった。したがって、今般駒沢大学図書館の所有に帰した駒大甲本は、『続曹洞宗全書』収録の定本として用いたもののさらに原本に相当するわけである。

また、前稿において筆者は、聖護寺本の原本は、享和三年三月に潮江山僧獅子吼菴主淳交なるものによって、元和五年本より再写され伝えられたものとの推定を行ったが、この点に關しても訂正しておかなければならない。すなわち、駒大甲本の末尾には、

右斯書、青原山永沢禪寺沈金之筥書納之、龍察六十二歳之八朔、相当輪番住之内、拜見斯書、感涙銘肝之間、到六十三歳正月五日書写始而、同月廿八日如本写了、

元和五年己未孟春廿八 現住永沢直伝（華押）

自三元和五年己未至享和三年癸亥、二百八十五年也、

享和三年癸亥三月吉辰

潮江山僧獅子吼菴主淳交識

（印）（印、華押）

という二種の識語が存するが、巻首より永沢直伝の識語までが同一の筆跡で、享和三年の識語のみが別筆によるものである。したがって、『続曹洞宗全書』収録本（聖護寺本）の原本は、元和五年書写本そのものであったのであり、享和三年の識語は伝持者を示すもので、元和五年書写本そのものの伝承経路の一端を物語るものであったことになる。つまり、獅子吼菴主淳交なるものの手沢本であったということである。

さらに、駒大甲本元和五年本の筆者直伝については、識語による元和四年永沢寺輪住が、『青原山永沢禪寺住山記』の記載と一応一致すると見られているが、これに關しても問題が残る。すなわち、駒大甲本の筆者直伝に比定される永沢寺輪住の直伝は、『永沢禪寺住山記』によれば、二百十三世直伝察ということになり、そして、この直伝察は、三重県度会郡紀勢町潮江山金蔵寺二世の直伝英撮のことであろうとされている。享和三年の織語に見られる「潮江山僧獅子吼菴主淳交」の記載も、潮江山金蔵寺の世代に「淳交（□淳カ）」なる者は見当たらないが、直伝によって書写された『永平頂王三昧記』が、自坊の金蔵寺に齎らされたことを思わしめる。しかし、駒大甲本の識語によれば、「龍察」が六十二歳の八月一日に永沢寺に輪住し、その輪住中の三十三歳の正月五日より書写をはじめ、正月二十八日に書写し終ったというもので、したがって龍察は自称であり、直伝は永沢寺輪住の折には諱

を龍察と称したことになる。『永沢禅寺住山記』によれば、二百十三世は「直伝□察」とあって、この点では一致するのであるが、この直伝龍察を、三重県金蔵寺二世直伝英撮と同一人と断定するには、さらに傍証資料を必要とするのではなからうか。あるいは、別の考え方をすれば、同一人が二様の名称を用いたとして、それが何故かを問う必要が出てくる。

『永沢禅寺住山記』によれば、直伝□察は天鷹派、すなわち通幻寂霊の法嗣天鷹祖祐派下の人として輪住の請に赴いていることが知られるが、すでに前稿において指摘したように、金蔵寺二世としての直伝英撮は、通幻寂霊―了庵慧明―無極慧徹―月江正文―一州正伊―曇英慧応―明甫文察―(八代略)―風国大順(金蔵寺開山)―直伝英撮(金蔵寺二世)と次第する、通幻派の中で最大門派を形成した。月江下一州派の人法となっており、本末関係も、双林寺(群馬)―松月院(東京)―清泉寺(埼玉)―仏光寺(三重)―金蔵寺という月江派下の寺院である。

ところで、直伝英撮については、寺伝によれば正保三年(二六四六)八月二十四日の示寂となつてはいるが、その師とされる金蔵寺開山風国大順の示寂は、延宝三年(二六七五)十月十日、金蔵寺三世橋州正順の示寂は、元禄二年(一六八九)七月二十五日となつており、英撮が一人異常に早い示寂となつてることが注目される。英撮と龍察が同一人とすれば、元

和四年の永沢寺輪住が六十二歳であるから、逆算して、弘治三年(一五五七)の生誕ということになり、正保三年、九十歳の示寂ということになる。そして、師の風国大順はさらにこれから三十年後の延宝三年に示寂したということになり、師資の間の年齢差が極めて接近していた、あるいは、逆に弟子が師よりも年長であったということも考えられないことではないが、この師資の場合における年代差は異常である。三世橋州正順(一六八九)に関していうなら、『曹洞宗全書』(大系譜)によれば、風国大順には雪巖順後、然州順洞等の「順」字を諱の系字に用いている弟子達があり、また年代的にみても、風国の弟子とみるのが妥当と思われる。この師資の間に直伝英撮が二世として位置付けられなければならない意味が不明である。

三

ここで、駒大甲本の書写をなした直伝龍察について、別の観点からその実像究明の可能性についてふれてみたい。

『永平頂王三昧記』は、永平寺義雲の編集とされる門参資料で、これが後に公案工夫を盛んに用いる通幻派の実中に伝承されるに至ったものと推定されることは、前稿ですでに述べたところであるが、義雲編集説が史実であるか否かは別としても、少くとも伝承に関しては寂円派がかかわった可能性

は極めて濃厚である。そして、龍察の名で思い起こされるのは、永平寺二十四世龍察である。龍察は龍札とも表記され、道号は孤峰と伝えられているが、勅賜号を日照孤峰禅師ともいい、一般に道号をそのまま勅賜号に用いる場合もあるが、孤峰が龍察の道号であるとする確証は無い。また、永平寺龍察は正保三年（一六四六）八月一日の示寂となっているが、金蔵寺直伝英撮の示寂は、すでに述べたように正保三年八月二十四日と伝えられており、その差はわずか二十余日である。示寂年時が多少異って伝承される例はしばしば見られるところであり、永平寺孤峰龍察（札）、永沢寺直伝龍察、金蔵寺直伝英撮の三師が、あるいは同一人である可能性もあり得る。ただし、永平寺龍察は寂円派、永沢寺龍察は通幻派の天鷹派、金蔵寺英撮は通幻派の月江派と、それぞれの法脈を異にしている点が問題である。さらに、三師の生没年に関しても、それぞれ同一人とは思われない伝承を伝えている。

先にみたように、直伝龍察が永沢寺に輪住したのは、元和四年（一六一八）六十二歳の時であった。一方、孤峰龍察に関する史料としては、龍察が師の佛山秀察（一五六四～一六四一）を開山に請じて開創した丹波龍沢寺（京都府船井郡日吉町）に所蔵される『当山住職行実鑑』によれば、⁽⁵⁾

一、正保三丙戌八月朔日孤峰大禅師示寂之夏、

師諸檀那ノ請スルニ仍テ真福寺エ転ス、或ハ衆ノ為ニ演説ス、

聞ク者心服セスト云フコト靡シ、化導スルコト纒ニ二年ナリ、当七月十七日微恙ヲ示ス、然モ其面テ常ノ如シ、廿九日ニ至テ手書曰、

金鳥玉免速^{ナリ}、六十有九春、

転ニ歩^ヲ那辺^ニ去^テ、無^レ処^レ著^ルニ渾身^ヲ、

至ニ八月朔日午時、坐脱泊然トシテ逝^ス、世寿六十九、僧臘六十有一、

承事侍者 謹誌

一、二世孤峰大禅師当山ニテ茶毘式ノ夏

サテ大本山永平寺エ遷化告報ノ専使トシテ、玉応監寺伝永僧伴僧、并本寺惣代トシテ長福監寺祖順僧、檀中役人一人、同供一人、渾^ステ四人、八月九日ニ出立シテ永平寺エ登山ス、同十七日著、四人三日逗留告報矣、夏畢リテ弔慰専使トシテ役者一人伴僧供総テ十一人ニテ廿九日暮六時帰国也、永平寺大禅師ヨリ代香トシテ、竜沢寺隣逸和尚エ引導師焼香ノ夏許容申シ来ル、依テ、一、正保三丙戌九月五日日本堂ニ就テ、

当山二世孤峰大禅師茶毘ノ式、末山聚会、堂頭和尚焼香師、永平寺ヨリ専使来駕、法要殷懃ナリ、次ニ安骨立塔、六日永平寺役者帰国、諸事開祖茶毘ノ式ニ準ス、記録略レ之、

現住龍沢三世隣逸弟子

正保三丙戌九月

祖雲 謹録

とあり、遷化ならびに茶毘式に関しての詳しい記録が残されており、これらの記事を信用する限り、遺偈などによっても正保三年（一六四六）八月一日遷化、世寿六十九歳であったこ

とが知られる。したがって、逆算すれば天正六年の誕生で、元和四年の時点では四十一歳であったことになり、直伝龍察とは別人とみななければならないことになる。しかしこれとも、金蔵寺直伝英撮と永沢寺直伝龍察とを同一人と認めるか否かの判断基準と同じくらい、同一人と肯定するにしても否定するにしても、その根拠は決定的ではない。そこでさらに考慮しなければならぬのが、『太白峰記』なるものの存在である。

四

『太白峰記』という典籍の存在については、すでに岸沢惟安師等に注目されていたが、⁽⁶⁾その実態については、現在もお不明である。ただし、道元の撰述に擬せられた『正法眼蔵⁽⁷⁾』のようなものが『太白峰記』の中の一編であったとされていることから類推すれば、室内に関する種々の雑記を集めたものであったとみられる。前稿においてはこの『太白峰記』に関して、駒大乙本が『宝慶記』と同一人の筆写による合冊になっていることなどから、道元の宋国太白山景德禅寺における参禅の記録である『宝慶記』の意に解し、これと同様の性格を持ったものをまとめたものという推定を試みたが、この点に関して訂正しておかなければならない。すなわち『太白峰記』とは、秘密伝授を建て前とする室内に関する

記録の集成であったとみられる。しかもそれは、『正法眼蔵⁽⁷⁾』などにみられるように、道元等にその撰述を擬して権威あらしめようとした、極端な秘密伝授を尊ぶようになる室町中期以降の成立にかかるものであった。たとえば、中世末期頃成立の切紙類の中に、『太白峰記之嗣法合血図』という、嗣法の意義を記した切紙が存するが、⁽⁸⁾これも義雲の撰述に擬せられているものである。そして、『永平頂王三昧記』も、実はこの『太白峰記』の一部であったとみられる。すなわち、駒大甲本、乙本のいずれにも、巻首の「越州吉祥山永平寺秘密頂王三昧記序」の下に、割注の形式で「太白峰記在之」という細字の書き込みがあり、また末尾のしめくくりの部分には、

這箇五十三則之機縁、吾既及三十有餘、一ヶ見得了、第一從拈花微笑至三千超佛越祖談、是一位之大意、是一句之大因、是一佛之大縁也、皆以雖三師学対談問答分明、玄中之気照不存、他影像、妙明混融、通我合渠、是諸佛位中位、是諸祖中心、是先聖發明之榜様、是古徳伝授之法印也、人々能行能到、明心悟道、勇猛精進、放行任運、皆以分判了也、是佛々垂妙手、祖々發機用、一処也、参禅学道、見孫、欲會得此公案、向從來俱住、底旧人之主分行履、一、直須、自照自悟始得、実哉、妙言寄語、并洞山祖師太白峯記、深秘玄奥、浪不、可、許、外見者、云々矣（38ウ〜39オ）

とあり、これらの記載によれば、『永平頂王三昧記』が参禅

学道の児孫の、公案参得のための書であることは明らかであり、これは『太白峰記』などととも、他見を許さない室内秘伝の書であったことは、前稿において指摘した通りである。また、「洞山祖師」の語が何を指すか不明であるが、『太白峰記』に収録されていたという義雲の序には、

越州吉祥山永平寺秘密頂王三昧記序 太白峰記在之

夫、佛々相授祖々相伝、精窮義味、露各自家之風規、人々具足箇々円成、発心佛法、光機、明至妙至玄、大旨、故法離文字、謂之玄談、道脱知識、謂之妙弁、然者靈山授記、少林皮髓、今古不相隔、名言豈留滞、殊洞上宗要、円融、一句二分付五位、妙密絶学、寂黙自照、依主之主分、成標位次、明心之心印、奇妙知帰、通性海者、側彼津涯、臻祖室者、悟此密意、先聖皆以詳之、曾孫子細存之、庶憑佛智之本光、昭被異路之障塵、當時世尊於離言談法、建立法王法、曩祖洞山、揀偏正五位、為法界医王、爰吾永平元祖、入宋、徹洞家玄奥、婦朝正為宗門化主、委料諸宗、具垂匠手、統申管見、因披旨要、敢有序題矣、(2オウ)

とあり、曹洞の宗要は五位に極まるという表現さえしており、『永平頂王三昧記』の本文においても、たとえば「葉山腰間刀」の話において、

山与岩遊 抽身入正位、令渠知有正位、深更深、轉功就位、甚什不遊山、

とあるように、全篇にわたって五位説による解釈がなされて

おり、したがって、「洞山祖師」の語は、洞山五位説そのものを指すとみてよいと思われる。

また、義雲の序とされるものについてみるなら、これが『永平頂王三昧記』の序として撰述されたものかどうかということが問題となる。この序のみが『太白峰記』に収録されていたという形跡がうかがわれるからである。序の内容についても、これが門参資料としての『永平頂王三昧記』の本文と、元来直接関係したものであったかどうかという疑問が残る。

序の内容が本文を前提として書かれたのであれば、「先老拈云」とある拈提者の先老は、道元の師である天童如浄ということになるが、道元が如浄より直接受けたとされる公案参得の書は、『南谷老師三十四関』あるいは『如元格外集』の標題を持つ、三十四話からなる公案拈提集が別に伝承されている。駒沢大学図書館所蔵の『南谷老師三十四関』の末尾には、

右宗門之全機三十四関、小師沙門道元、從明州天童景德禪寺南谷老翁如浄禪師而漸、雖透過之、大宋宝慶元年丁亥九月十八日伝衣付法、次、更呈撰之、超佛越祖之問答、啐啄同時、不容髮、一時通徹畢、明本来本法性天然自性心之旨、逐一挙之、而今密付于你、子、嗚呼表詞表聞、嗚、猶恐於末世濁界、而市街論之酒肆謳之、爾不見耶、昔日洞山和尚三更中夜召曹山、而宗門之全機、五位變秘訣、伝受之、会裏之矮師叔竊匍伏于繩床下、而偷聞之、遂倒竊三十年、以此豈不佛法於陵夷耶、後代若為此書竊聞偷見、我與自稱之輩者、則与

洞下之矮子、何有、兩般一乎、伏希好手手中呈、好手、紅心心裡中、紅心、

于時日本嘉禎三年乙未

八月十五日沙門道元記

小子比丘懷粹謹云、師渡宋日本貞応二年二月二日也、当于大宋嘉定十六年、師現年二十四歲也、于時天童景德禪寺派無際和尚遷化、則寧宗令請狀從越國請如淨和尚、師忻然、而令見之、經歷之後、大宋宝慶元年丁亥、自淨翁伝衣付法畢、現年二十六歲也、帰朝之砌、自淨翁示偈曰、莫近國王大臣、不居聚落城塵、須住深山幽谷、不要靈集門人、云云、某甲弊子、日本嘉禎三年乙未八月十四日、自師宗門洞家一基、五位疊變之秘訣、拜受之、師云、此是持智大柄、守道之元樞、豈可為陵夷耶、同十五日伝衣付法之次、三十四話之名目拜受之、而以来卒剋亦不許、捲而懷之、猶恐有佗之偷見、仍日本建長五年正月十五日、当山永平禪寺全機匣裏、封収之畢、拈全機匣云、我奴不識錦囊重、如何是我常憶江南三月裡、鷓鴣啼処白花香、錯錯、

比丘懷粹百拜

于時建長五年正月十五日

という識語が存し、『如元格外集』にも同旨の識語が存する。寂円派には『永平寺三十四話之本参』という、三十四話からなる門参が伝えられており、これは『南谷老師三十四関』『如元格外集』の本則に全く同じあり、道元が如浄より参得した参話の伝承が存したことが知られるが、『永平頂王三昧記』の

『永平寺秘密頂王三昧記』再考

五十三則の本則と、これら三十四話の本則とのかかわりは見出せない。むしろ義雲の序は、三十四話の拈提集に付しても不都合がないものであり、元来は『永平頂王三昧記』とはならぬ関係の無いものであったと推定される。これが、義雲編集と伝承される『永平頂王三昧記』が再編されるに際して、同じ義雲の撰文とされていたものを『太白峰記』より抜粋して『永平頂王三昧記』の序として付されたものであろう。

『太白峰記』と『永平頂王三昧記』、および、永沢寺直伝龍察に關連して、さらに注目されることは、駒沢大学図書館所蔵の見全本系九十六卷本『正法眼蔵』の、元禄六年(一六九三)寛巖書写本にある「第九十四陞座」の標題の下に、

此卷の写本は、大白峰記といへる書籍のおくかきに、遠州たまなの金剛寺直伝四十五歳にして書とあり、かの本お再伝して、そのうちにのりてあるを、いるここにのするものならし、

〔正法眼蔵蒐書大成〕八、一七頁)

とあり、遠州たまなの金剛寺直伝なる者が、四十五歳で『太白峰記』を伝写した事実を伝えていることである。『正法眼蔵陞座』は、版焼晃全(一六二七〜一六九三)によって編集された、初期の編集校合の段階の九十六卷本眼蔵に収録されていたもので、それは、直伝なる者によって書写された『太白峰記』より抜出されたものであった。この金剛寺直伝が誰を指すかは、決定的なことはいえないが、晃全の活躍時期から

考えて、永沢寺直伝龍察、あるいは金蔵寺直伝英撮と見なすことも不可能ではない。金蔵寺と金剛寺との関係も重要な問題解決の鍵であるが、今は不明である。

ともかくも、『太白峰記』の伝写には「直伝」なるものが関与しており、『永平頂王三昧記』の序文はこの『太白峰記』収録の義雲の序をそのまま用いており、しかも『太白峰記之嗣法合血図』も義雲の撰文と伝承されており、『太白峰記』は、寂円派の伝承と深いかかわりをもった書であったと思われる。あるいは『永平頂王三昧記』そのものも『太白峰記』に収録されていたのかもしれない。このように錯綜した因果関係を整理することは極めて困難であるが、『永平頂王三昧記』を伝写した直伝龍察、この龍察と同一人に比定されている三重金蔵寺の直伝英撮、寂円派京都龍沢寺の孤峰龍察、『太白峰記』の伝持者とみられる遠州金剛寺の直伝の四師が、ほぼ同時代に生きた人として浮かびあがってくる。これら四師については、金剛寺直伝は不明であるが、すでに述べたように、永沢寺直伝は天鷹派、金蔵寺直伝は一州派、龍沢寺龍察は寂円派と、それぞれ法系を異にしており、いずれも別人とも言えるが、中世から近世初めにかけての依院易嗣の風潮を考慮するなら、三師、あるいは四師とも同一人であった可能性も捨て切れない。永平寺において法灯を伝える寂円派にあつては、その依院易嗣の状況は特に甚だしかった。

ここで注意が惹起されなければならないことは、もし永沢寺直伝龍察が金剛寺直伝と同一人だとしたなら、『永平頂王三昧記』に義雲の序を付したのは直伝自身ではなかったかという可能性が出てくることである。駒大甲本、乙本のいずれにも、『太白峰記』よりの引用として義雲の序を付されていることも、その証左となろう。このことはさらに、現行の『永平頂王三昧記』の成立そのものに直伝が自らかかわっていることも想起せしめる。

もしこのことが事実であるなら、前稿においては『永平頂王三昧記』は通幻派所伝の門参資料で、直伝は永沢寺に輪住した折に、室中の沈金の筥中であつたものを見て伝写したと推定したが、駒大甲本の末尾の、「右斯書、青原山永沢禅寺沈金之筥書納之」という直伝の識語は、むしろ直伝を主語として、「この『永平頂王三昧記』は、青原山永沢室中の沈金の筥に、新たに書いてこれを納めた」という意に解釈しても、なんら不都合はない。直伝が永沢寺輪住中にこの書を見して感涙肝に銘じたのも、必ずしも永沢寺伝承の『永平頂王三昧記』を見たものと解釈する必要はない。むしろ、『太白峰記』に収録された『永平頂王三昧記』を見て感激し、改めてこの部分だけを抜き出して一本に編成して、永沢室中に伝承せしめたと解釈する方が自然であろう。このように理解することによってはじめ、末尾の、

参禅学道児孫、欲会得此公案、向從來俱住底旧人之主分行履
 処、直須自照自悟始得、実哉斯妙言奇語、并洞山祖師、太白峯
 記、深秘玄奥、浪不可許外見者、云云矣、

という、『太白峰記』も併せ護持して、みだりに他見を許し
 てはならないという記載も領解できるように思われる。

五

中世曹洞宗における公案禅盛行の実態は未だ解明されてい
 ない。また中世教団史上の重要な課題である依院易嗣の問題
 も、江戸時代の宗統復古の精神のみが高揚され、真実の究明
 は充分とは言い難い。

近世に大きく展開する江戸宗学者達によって、中世公案禅
 の世界を伝える門参や代語の伝統は否定され、切紙類も一笑
 に付される。依院易嗣の問題も、一師印証の立場から弊風と
 して一蹴される。しかし、事実はそれほど簡単明瞭ではな
 い。確かに江戸宗学は、宗学史上、あるいは広く禅宗思想史
 上、特筆されるべき内容をもって展開したといっても決して
 大袈裟な表現ではないが、そこには、中世の禅僧達が多彩な
 側面を持ちながら民衆教化に奔走し、あるいは自己の心地解
 明に打ち込んだ、あのおおろかさ、ダイナミックさは見当ら
 ない。こうした中世禅僧達の真実の姿を正當に評価し位置付
 けたいというのが筆者の念願である。

『永平寺秘密頂王三昧記』再考

『永平頂王三昧記』については、その成立伝承に関して種
 々に論じてみたが、結局はすべて推測の域を出ないで終つ
 た。しかし、『永平頂王三昧記』に限ってみても、中世末か
 ら江戸初期にかけての教団の動きを敏感に反影しており、こ
 うした一本の門参資料が成立し伝承されるについても、種々
 の思想史、教団史上の問題が絡み合っていることは、理解さ
 れよう。

注(1) 拙稿「義雲編とされる『永平頂王三昧記』について」(『駒
 沢大学仏教学部論集』第八号、昭和五十二年十月)参照。

(2) 湛元自澄(一六九九)編集の『日域洞上諸祖伝』(巻上)
 の義雲伝では、義雲は大宋国の人で、道元に随って東游した
 とする。さらに湛元自澄書写本を原本とする、国立公文書館
 内閣文庫所蔵の『義雲和尚語録』には、永平寺における結夏
 上堂の末尾に、「以此頌押韻觀之、雲老似蜀人」という注記
 が存する。拙稿「内閣文庫本『義雲和尚語録』」(『曹洞宗研
 究員研究生研究紀要』第八号、昭和五十一年九月)参照。

(3) 『曹洞宗全書』「解題」(昭和五十三年九月、曹洞宗宗務庁)
 五二五頁、および筆者前稿。

(4) 『続曹洞宗全書』(注解二)一五五頁の翻字では「龍寮」と
 なっているが、これは聖護寺本の誤写であって、駒大甲本元
 和五年本は明らかに「龍寮」である。

(5) 丹波龍沢寺所蔵の『当山住職行実鑑』は、同寺三世鳳山鑿
 逸(一六五二)の弟子祖雲・祖順の二師によって、承応元
 和(一六五二)六月三十日に三世までの部分が編集され、そ

の後の各世代についても書き継がれている。

- (6) 岸沢惟安「太白蠻記」〔曹洞宗全書〕会報第二十号、昭和十三年七月、『明珠』昭和五十三年九月に収録。
- (7) 河村孝道「正法眼蔵陸座」解題〔曹洞宗全書〕解題、四三六頁、昭和五十三年九月参照。

- (8) 『太白峰記之嗣法合血図』については、現在すでに数本の存在が知られているが、三重県広泰寺所蔵の切紙の中に含まれるものを次に引用しておく。

大白峰記之嗣法合血図 永平老衲義雲編

夫嗣法者仏性種熟之儀、慧命嗣統之儀、正法調御之儀、眼目周正之儀、道躰一如之儀也、所以者何、釈迦自釈迦、彌勒自彌勒、依旧天真自照道、照自照列ニ孤明、闇昧印ニ始終、故道天真自然也、曾祖佛不レ許理也、故謂、吾不見時、何不見吾不見処、見不見時、見不能及、有レ云、若見不見、自然非ニ役不見相、若亦不見吾不見処、自然非物非你、經云、此句存ニ隱レ二、真哉顯存ニ隱附レ二、何以故、何不見処是顯之一也、若不見吾不見処、自然非物非你、是顯之一也、是存ニ三云也、又見不見之時、見不及、是隱之一也、亦吾不見時云是隱一也、是二付云也、見者、見性也、見性非吾非你非物、真見離縁、不存ニ内外、密付ニ三昧也、迦葉釈迦已前、密付ニ阿難、迦葉已前密付ニ釈迦、自釈迦前後々々前密付、是真見性也、後人後学之見性妄見初知不レ合、真見、但為レ因ニ境智、因レ智々因レ境々智冥合、般若根本智也、境実相之真境也、境智一如之時、自己真照淵源到着、此時内外虚玄也、虚空之境也、玄寂之智也、空境寂智冥合時、真人之灵

蹤、連光印判成、於レ是所有内外一切俱不レ假ニ本位、含ニ法性海中之珊瑚樹、如レ撐ニ着、天上月、珊瑚樹頭不レ可ニ自知、一輪水月不レ可ニ自知、万物皆本分智光也、彼全不レ可ニ自知、此全不レ可ニ自知、禪人能縱能奪能教能活之手段、全不レ可ニ自知、心元不ニ自知、性元不ニ自知、自知現今所作也、真既過、自性既明了也、因ニ甚麼ニ自ニ知古一乎、佛道自己学也、自己忘却也、忘却万法之証也、諸者自己身心他已身心俱脱落不レ見、脱不脱時正心証ニ不覚、是真見性也、師弟因レ証意句必迷妄、初覚先參レ句、不レ可レ參レ意、先達必可レ參レ意、不レ知所レ謂參レ句者、不レ因ニ祖仏言教、不レ物ニ古聖話頭、元来舌端不レ触底、無子之一句子、你未レ学以前通身一句将来了、全躰成得、当頭是參レ句道理也、所謂參レ句者、透脱、悟所着力、為ニ絶学、々々為ニ無宗、々々無生躰、中不思議之妙性密印々々定、盡レ始至ニ無始、尽レ終至ニ無終、是能レ終、是以佛法大意也、窮レ之參レ意道理也、意句一貫法性一貫、因縁順熟、結菓萌藥、時既至、師弟一貫、眼目寥廓、意氣広闊、大光漆桶既彰、又漆彰、又漆、又漆桶不会、云有ニ二意、時人之着當堅劫機輪未曾有、是云ニ漆桶不会、惡議也、漆能レ塗、猶レ増ニ細光劫、還為物不レ壞、漆桶全可ニ如然、師弟之煅煉亦復如是畢、有時開建立門、有時開ニ掃蕩門、建立門者出興門也、掃蕩門者不出興之門也、開ニ出興門之則、諸仏諸祖、師学賓主不レ残ニ一塵、破レ二作レ三、分レ三成レ六、大自在三昧、底裏法界之主分也、又開ニ不出興門、一則、祖佛不レ来、彼此不ニ相待、不レ名不レ形、不レ立ニ一塵、万像吞レ光、底理法界之主分也、這箇二門、

佛法之惠命嗣統之道理、錯莫^ヲ作^ニ交相之諸法相^ト、又末後無夏之會[□]、日不可^レ盡、煨煉日可^レ増、師弟之証明、因^ニ心印^ト煨煉、先佛後佛一鉢同真、一如正見、不可^レ許^レ他、可^レ不^レ棄^レ自、所謂昔^{ツツ}季^{カキ}靈山迦葉自^ニ釈迦^ト嗣承合血、然^レ之付屬至^レ今、不^レ會^レ斷^ニ絶^ニ血脈^ト、連続来也、世尊附^ニ迦葉^ト時去^ニ常^ニ之法座^ト、向^ニ方良^ト、嚴^ニ飾^ニ密室^ト、嗣法合血堂奧投入不^レ違^ニ其法^ト者、今師弟嗣法於^ニ道場^ト、鑑^ニ明^ト、大因大縁、可^レ如^レ法、先使^レ達^レ之、師、堂場莊嚴如^レ法、鉄鉢置^レ之、主^ニ夜半^ニ滿^ニ盛^ニ良^ニ方^ニ清水^ト、棹上置^レ之、時既至而或先達師為^レ教、師容^レ場若^ニ其教^ト、無^ニ其仁^ト、師弟問訊而師先上^ニ椅子^ト、九拜而近^ニ椅子^ト、師以^ニ小刀^ト衝^ニ破^ニ剪^ニ左手^ト之^ニ大拇指^ト、亦嗣子同衝^ニ剪^ニ左手^ト之^ニ大拇指^ト、師子俱合推^ニ兩^ニ大拇指^ト、左手以^ニ擲^ニ嗣子^ト之^ニ左肩^ト、又嗣子以^ニ右手^ト、擲^ニ師^ト之^ニ左肩^ト、自^ニ兩^ニ方^ニ拇指^ト、同時合血一滴入^ニ鉢^ト裡^ト水^ト、時至機縁順熟之師子、一滴一合捐^ニ鉢^ト水^ト、竟不^ニ分離^ト、納^ニ水^ト底^ト之^ニ然^ト而後密室投入、師弟分附從前之一句、如^ニ參^ニ窮^ニ傳^ニ授^ニ可^レ如^レ法、○次嗣書之判形之位、其法如^ニ世尊^ニ附^ニ迦葉^ト、是以可^レ正^ニ如^レ法、先師之名字分^ニ三字^ト印^ト上下、又嗣子之名字分^ニ二字^ト印^ト左右、於^ニ中央^ニ印^ト定、師之判形是正、○円巾之儀也、嗣書正可^レ如^レ法、血氣一合畢、嗣法伝授悉畢、及^レ尺^ト未^レ來^レ際、不^ニ為^レ法^ト棄^ニ捨^ニ行道^ト、特^ニ精^ニ進^ニ之心^ト專^ニ可^レ惜^ニ寸^ト陰^ト、悲^レ或^レ、可^レ惜^レ哉、吾法不^レ可^レ懈^ニ怠^ト正^ニ行^ト、若^レ正^ニ行^ト乱、師弟終見^ニ因^ニ畢^ニ道理^ト在、不^レ可^レ疑、具^ニ諸^ニ佛^ニ心^ト印^ト之^ニ嗣^ト承^ト者^ト也

海狼祝和尚今付附莫判畢

(印) (印)

『永平寺秘密頂王三昧記』再考

嗣法合血図終

于時寛永十七年二月吉辰

(9) 晃全本九十五卷『正法眼蔵』編集改定の段階において、

『正法眼蔵陞座』は道元の真撰ではないことが判明したため、九十六卷本に収録されていた『陞座』を削除して、九十五卷本に改められた。河村孝道前掲解題、および『正法眼蔵蒐書大成』巻八の解題参照。